様式第9号(第9条関係)

個人情報部分開示決定通知書

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

(実施機関)　　　　　　　　　　　　印

　　　　　年　　月　　日付けで請求のあった個人情報の開示については、東温市個人情報保護条例第19条第1項の規定により次のとおり個人情報の一部を開示することと決定したので、通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 個人情報の件名又は内容 |  |
| 開示を実施する日時 | 年　　月　　日(　)　午前・午後　　時　　分 |
| 開示を実施する場所 | (電話番号　　　　　　　　内線　　　　) |
| 開示をしない部分 | 　 |
| 上記部分を開示しない理由 | 条例第15条第　　号に該当(理由) |
| 開示をすることができるようになる期日 | 　 |
| 担当課 | (電話番号　　　　　　　　内線　　　　) |
| 備考 | 　 |

（注）　1　個人情報の開示を受ける際には、この通知書を係員に提示するとともに、開示決定を受けた本人であることを証明するために必要な書類(運転免許証、旅券等)を提出し、又は提示してください。

2　指定された個人情報の開示の日時の変更を希望するときは、あらかじめ総合公開窓口(電話番号　　　　　　　　　　　　内線　　　　)へご連絡ください。

3　「開示をすることができるようになる期日」欄は、その期日をあらかじめ明示することができる場合に限り記載しています。個人情報の開示を希望する場合は、記載された期日以後に改めて個人情報の開示を請求してください。

4　この通知に関するお問い合わせ等は、直接上記の担当課へお寄せください。

【教示】1　この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、実施機関に対して行政不服審査法による審査請求をすることができます。

2　この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に東温市を被告として(訴訟において東温市を代表する者は　　　　　となります。)提起することができます。(なお、決定を知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)ただし、上記1の審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。